

第25期第15回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年10月11日(金)午前10時から午前10時40分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、洒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、保戸塚武彦、橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 相原和彦 1名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2～3号)
- (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第4～10号)
- (4) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明について (第11号)
- (5) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第12号)
- 6 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。第25期第15回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、保戸塚武彦委員と渡邊仁委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和6年9月13日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。については、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫 委員 9月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では露地栽培の季節野菜が主で、ネギ、キャベツ、ブロッコリー等が作付けされていました。販売はこの農園だけでなく、板橋の農園の野菜と合わせての直売とセット野菜の配送販売で、現

在会員は30世帯くらいとのことでした。また、収穫体験も行っているとのことでした。作業は現在ボランティアが午前中週2回、合わせて3人体制で作業にあたっているとのことでした。境界は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和6年8月7日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【相続人、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願ひします。

加藤直正委員 9月9日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では竹が栽培されておりまして、タケノコは自宅の直売、JA直売所に出荷されているとのことでした。境界につきましては全て確認できました。その他特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和6年9月13日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【相続人、特例農地等の所在などについて説明】**

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

9月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は以前(1)(2)の畑とその西側の部分一体で生産緑地でしたが、西側の部分は練馬区が買取り、残りの(1)(2)の畑について適格者証明の申請がありました。

以前、主たる従事者証明の調査で確認した際に、(1)(2)の畑ではジャガイモの作付けを始めており、調査時はジャガイモの収穫が終わり、秋作のためにうなって綺麗にされ、一部ブルーベリー等4本植わっていました。被相続人が高齢だったこともあり、相続人が以前から被相続人の指導のもと農業を続けておりましたので、今回納税猶予の適格者に該当するとのことで報告させていただきます。

境界に関しては一部不明なところもありましたが、これから測量も

入りますので、わかり次第表示していただくようお願いしました。  
特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年9月9日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 9月9日に事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑は、面積の約7割がブドウ畑となっており、品種はシャインマスカットとフジミノリとのこと。その他に、ナス、オクラ、ゴーヤ等の露地野菜も作付けされておりました。1アールほどのビニールハウスが1棟あり、中では大玉トマトの収穫が終わったところでした。販売についてはブドウ、野菜ともに全て自宅で販売されているとのこと。境界については、北東の1か所だけ杭が

深く埋もれておりましたので、早急に仮杭を入れてもらうようお願いしました。その他特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一 会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年9月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、渡邊仁委員お願ひします。

渡邊仁 委員 9月9日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は全面ブドウ畑で綺麗に管理されておりました。販売につきましては、庭先販売とのことでした。境界につきましては、確認できましたので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一 会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年9月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

9月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は、露地で季節野菜を作付けして、庭先販売をしております。今年の夏は長く暑かった関係で、調査時は、夏野菜のナス、アマトウが少し残っており、ネギも作付けされておりましたが、他は綺麗に整地して、キャベツ、ブロッコリー等を作付けする用意がしてありました。通常ですと、調査時までにはもう作付けされているはずですが、今年はこの暑さで遅れているとのことでした。境界は確認取れております。よろしく申し上げます。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年9月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾 崎 賀 一 会 長

9月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は北西の角の窪んでいるところには住宅が建っており、その南側に大きめのビニールハウスがあります。中ではコマツナが少し作付けしてありました。続いて北側に入ったところに、トラクターなどをしまう土間に簡易的な鉄パイプで組んだ倉庫があり、その横に肥料を入れるビニールハウスの倉庫がありました。こちらの畑は北から南に向かって傾斜が高くなっており、土留めのためあぜ道にクローバーが植わっております。調査時は夏野菜もだいぶ終わりということで、ネギ、ツルムラサキ、サトイモ等を作付けしており、大部分のところは耕運され、次の野菜のための準備をしている状態でした。販売は庭先販売、JA直売所、その他飲食店にも届けているとのことでした。境界につきましても確認とれました。調査時のお話の中で、後継者の問題や、近年生えてくる雑草が変わり、地下茎で伸びる蔓が多くて困るといった相談を受けました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年9月12日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 9月12日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、ネギ、ナス、サトイモ等が作付けされており、通常であればキャベツの作付けも終わっているそうですが、今年は猛暑の影響で苗づくりに苦戦し、その代わりにダイコンの作付けを予定しているとのことでした。販売につきましてはJA直売所とのことで、境界も全て確認できました。問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年9月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃委員

9月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑は西大泉2丁目となり、道路を挟んで(5)の畑が西大泉5丁目となります。(1)(2)の畑は芝が植わっており、境界については全て確認できました。(5)の畑については、こちらも芝が植わっておりまして、境界が2か所確認できないところがありました。西大泉2丁目の(3)(4)の畑についてですが、(3)の畑は芝が植わっておりまして、境界は全て確認できました。(4)の畑は、マリーゴールドとコマツナが作付けされており、境界は一部不明なところがありました。境界については、全て次回の調査までに表示してもらうようお願いしました。西大泉2丁目の(3)(4)の畑は、放射7号の通り沿いの畑になります。販売については市場販売とのこと。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。  つぎに32ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和6年9月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 <b>【申請者、特例農地等の所在などについて説明】</b> 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、荘埜晃一委員をお願いします。
荘埜晃一委員	9月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 当日は申請者ではなく、ご子息と弁護士の方の立ち合いのもと調査を行いました。(1)の畑では、温州みかん、日向夏、サザンイエローが植わっており、一部養蜂も行われておりました。畑の様子ですが、一面が防草シートに覆われており、綺麗に管理されている部分と、防草シートの隙間から雑草が繁茂している部分が見受けられましたが、ちょうどシートの張替え時期とのことで、張替えのタイミングで草を綺麗にして、シートの下に草を入れて土に返すという管理方法をとっているとのことです。当日はその作業中で、順を追って作業していくとのことでした。木の管理については、全体の3分

の1程度が台木のカラタチが旺盛に伸びているような状態で、管理が行き届いてない様子が見受けられましたが、そういった木は今後改植していく方向で考えているとのことでした。また、(2)から(7)の畑も、同様の管理方法で柑橘類を栽培されております。販売は畑での直売とのこと。畑の中心に南北に通る2m程度の赤道があり、また、東西に開発中の都道が通っておりまして、都道部分の境界はフェンスが建っているのでは問題ないかと思っております。しかし赤道部分の境界ははっきりしない部分がありましたが、都道側ということで開発時には明瞭になるかと思っております。また、防草シートに覆われていることもあり、境界が確認しにくい部分がありましたが、弁護士さんが測量図を持っているとのこと、今後明瞭化されるとのことでした。その他に、(1)の畑の南西側の角に1畳分ほどのアスファルトが打たれ、(5)から(7)の畑の北東側に、軽トラ1台分ほどのコンクリートが舗装されておりまして、畑ということなので相続の際に何か指摘を受ける可能性があるとお伝えしましたが、ご本人もそこを削るようなお話をされておりまして特に問題ないかと思っております。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明および農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明について」です。

令和6年9月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、洒井利博委員お願いします。

洒井利博委員 9月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、ハウスが2棟あり、マクワウリが作付けされています。また、露地ではニンジン、ネギ、ハクサイ等が作付けされておりました。(2)から(5)の畑は、ハウスが3棟あり、1棟はシイタケ栽培、もう1棟は耕運されており、もう1棟はキュウリが作付けされておられます。シイタケは今ちょうど合間ということで中身が入っておりませんでした。露地では、ブドウ、ブルーベリーが植わっており、また、ダイコン、ラッカセイ、サトイモ等が作付けされておりました。販売は、庭先販売、JA直売所、自家消費とのことです。ブドウについては、ワイン用のブドウとのことで、ワイナリーに納めており、ブルーベリーについては、摘み取り販売とのことです。境界については全て確認できました。その他の質問として、区民農園、貸借の農地について質問等がございました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年9月2日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、証明対象者などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 9月12日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑ですが、柑橘類が数本、ブラックベリーが2本植わってありました。その下は防草シートが張られ、綺麗な状態でした。境界は全て確認できました。(2)から(4)の畑ですが、以前はかなりの本数の植木が植わっていましたが、ずっと販売してきた中で、今は数本程度になっていますが、雑草等の繁茂は特に問題ないと思います。境界も全て確認できました。販売については、現在はしていないとのことでした。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和6年9月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

**【届出件数、面積などについて説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第15回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人